

○室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例

昭和48年10月5日  
条例第25号  
改正 昭和53年12月21日条例第29号  
昭和59年9月29日条例第16号  
(第4条)  
昭和59年12月21日条例第24号  
平成6年9月29日条例第25号  
(第4条)  
平成6年12月19日条例第34号  
(第4条)  
平成7年9月26日条例第31号  
(第3条)  
平成8年9月25日条例第21号  
(第6条)  
平成10年3月24日条例第6号  
(第4条)  
平成12年3月24日条例第10号  
(第4条)  
平成12年9月29日条例第42号  
(第7条)  
平成13年6月25日条例第12号  
(第4条)  
平成14年9月30日条例第32号  
(第4条)  
平成15年3月20日条例第4号  
平成16年6月21日条例第27号  
(第5条)  
平成17年12月15日条例第47号  
(第3条)  
平成18年9月29日条例第32号

(第4条)  
平成19年3月20日条例第12号  
平成20年3月24日条例第8号  
(第3条)  
平成26年9月30日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費を助成することにより、母又は父及び児童の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親家庭等の母又は父

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護しているもの

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養しているもの

(2) 児童

ア ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。))に在学する者にあつては、在学する期間を含む。)

イ ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

(3) 保護者

親権を行う者又は後見人その他の者であつて、現に児童と生計を共にし、かつ、世帯を同じくしている者をいう。

(4) 医療保険各法

- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
- イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- ウ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- オ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- カ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(5) 医療費

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)と当該疾病又は負傷について他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に関する給付の額との合算した額が、当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(6) 一部負担金

規則で定める一部負担金をいう。

(7) 基本利用料

高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額をいう。

(8) 食事療養標準負担額

健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(9) 生活療養標準負担額

健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(10) 附加給付

医療保険各法の規定により被保険者、組合員若しくは加入者の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有するひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、医療保険各法による被保険者(国民健康保険法第116条の2の規定により本市以外が行う国民健康保険の被保険者を除く。)、組合員、加入者又は被扶養者
- (2) 本市に住所を有しないひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者
- (3) 本市に住所を有する者により扶養又は監護されている児童であつて、医療保険各法による被保険者(国民健康保険法第116条の2の規定により本市以外が行う国民健康保険の被保険者を除く。)、組合員、加入者又は被扶養者
- (4) 本市に住所を有しない者で、かつ、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者である者により扶養又は監護されている児童であつて、医療保険各法による被保険者(国民健康保険法第116条の2の規定により本市以外が行う国民健康保険の被保険者を除く。)、組合員、加入者又は被扶養者

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている者
- (2) 室蘭市重度心身障害者医療費助成条例(昭和48年条例第12号)による対象者
- (3) 社会福祉施設に入所している者その他の医療費を国又は地方公共団体が負担する者であつて規則で定めるもの
- (4) 生計を主として維持する者の前年の所得(医療に関する給付を受ける日の属する月が1月から7月までの間にある場合にあっては、前々年の所得)が規則で定める額以上である者  
(助成の範囲)

第4条 本市は、対象者に係る医療費から対象者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額(以下「自己負担額」という。)について、次の各号に定めるところにより助成する。

- (1) ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係る自己負担額
- (2) 児童にあつては、自己負担額

2 本市は、基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(申請および登録)

第5条 医療費の助成を受けようとするときは、対象者(当該対象者が児童の場合にあつては保護者。以下「対象者等」という。)が申請書を市長に提出して受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合において医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該申請者に対し、受給資格証を交付する。

(受給資格証の提示)

第7条 対象者等は、医療保険各法に規定する保険医療機関保険薬局、指定訪問看護事業者又はその他のもの(以下「医療機関等」という。)で医療に関する給付を受けようとするときは、当該医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、市長がその助成する額を医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず対象者等に支払うことにより行うことができる。

(資格の喪失)

第9条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日の翌日から受給資格を失う。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第11条 偽り、その他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、市長は、既に助成した医療費の全部又は一部を返還させることができる。

(届出)

第12条 対象者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、対象者等は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 受給資格証を汚損し、又は紛失したとき。

(委任)

第13条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月21日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和54年1月1日において、第3条の要件に該当することとなる者(その者が児童の場合にあつては保護者)は、同日前においても同日にその要件に該当することを条件として、第5条の規定による受給資格登録の申請の手続をすることができる。

附 則(昭和59年9月29日条例第16号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年12月21日条例第24号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(平成6年9月29日条例第25号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年12月19日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、改正後の第1条から第4条までの各条例の第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定める額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成7年9月26日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 (前略)第3条の規定による改正後の室蘭市母子家庭等医療費助成条例の規定は、平成7年4月1日以後に本市が行う国民健康保険の被保険者となった者について適用する。

附 則(平成8年9月25日条例第21号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の各条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年3月24日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日条例第42号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年6月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定(第2条第2号イの改正規定に限る。)は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の室蘭市老人医療費助成条例、室蘭市重度心身障害者医療費助成条例、室蘭市乳幼児医療費助成条例及び室蘭市母子家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月20日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月21日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 この条例(第1条を除く。)による改正後の室蘭市老人医療費助成条例、室蘭市重度心身障害者医療費助成条例、室蘭市乳幼児医療費助成条例及び室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月15日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例、室蘭市乳幼児医療費助成条例及び室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の室蘭市老人医療費助成条例、室蘭市重度心身障害者医療費助成条例、室蘭市乳幼児医療費助成条例及び室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月20日条例第12号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第28号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

昭和48年12月7日  
規則第37号  
改正 昭和53年12月28日規則第38号  
昭和58年3月28日規則第14号  
(第2条)  
昭和59年2月1日規則第1号  
(第6条)  
昭和59年10月30日規則第32号  
(第2条)  
平成6年9月30日規則第33号  
(第3条)  
平成8年1月10日規則第1号  
(第3条)  
平成9年6月26日規則第28号  
(第8条)  
平成9年11月10日規則第35号  
(第2条)  
平成10年3月24日規則第13号  
(第3条)  
平成12年3月24日規則第19号  
(第3条)  
平成13年3月30日規則第19号  
(第3条)  
平成13年9月28日規則第29号  
(第3条)  
平成14年9月30日規則第48号  
(第3条)  
平成16年7月28日規則第37号  
(第3条)  
平成17年3月31日規則第19号

(第8条)  
平成17年4月20日規則第23号  
(第3条)  
平成17年9月8日規則第30号  
(第3条)  
平成18年3月28日規則第23号  
(第2条)  
平成18年9月29日規則第53号  
(第3条)  
平成19年10月1日規則第36号  
(第4条)  
平成20年3月31日規則第17号  
(第1条)  
平成20年9月29日規則第43号  
平成20年12月24日規則第52号  
(第1条・第2条)  
平成21年3月17日規則第8号  
(第3条)  
平成23年3月28日規則第10号  
(第3条)  
平成24年3月27日規則第10号  
(第3条)  
平成27年12月28日規則第30号  
(第17条)  
平成28年3月31日規則第13号  
(第4条)  
平成28年7月29日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第6号に規定する規則で定める一部負担金は、次のとおりとする。

(1) 対象者が3歳未満(3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。)又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合にあつては、初診時一部負担金(初診1件につき、医科受診の場合にあつては580円、歯科受診の場合にあつては510円、柔道整復療の場合にあつては270円)とする。

(2) 前号に該当する場合以外の場合にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず、12,000円とする。

2 対象者が条例第2条第7号に規定する基本利用料を負担したときは、当該基本利用料を加算した額で前項第2号に規定する高額療養費に相当する額を算定するものとする。

(対象者)

第1条の3 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、児童福祉施設に入所している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、医療費を国又は地方公共団体において負担している施設に入所している者

(所得の額等)

第1条の4 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第7項の規定の例により算定した額とする。

2 条例第3条第2項第4号に規定する所得の範囲は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第6項及び第3条第1項の規定の例による。

3 前項の所得の額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定の例による。

(受給資格の登録申請)

第2条 条例第5条の規定により、受給資格の登録を受けようとする対象者(当該対象者が児童の場合にあつては保護者。以下「対象者等」という。)は、ひとり親家庭等医療費助成受給資格登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(2) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証

(3) 対象者等又はその生計を主として維持する配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) 第1条の2第1号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

2 市長は、前項の書類の内容が対象者等の同意により公簿等で確認することができるときは、前項の書類の添付を省略させることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができる。

(登録の不承認の通知)

第3条 市長は、登録申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、登録を承認しないことを決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成受給資格登録不承認通知書(様式第2号)により登録申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第3条の2 市長は、登録申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、登録することを決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証(様式第3号、様式第3号の2、様式第4号又は様式第4号の2。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(附加給付金及び高額療養費の徴収)

第4条 条例第4条第1項の規定による控除すべき附加給付金及び医療保険各法の規定による高額療養費は、市長が受給資格者の加入している医療保険各法による被保険者、組合員又は加入者(以下「被保険者等」という。)から、附加給付金及び高額療養費の受領に関する委任を受けて、被保険者等の所属している保険者から、当該附加給付金及び高額療養費の支払を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による支払を受けることができない場合は、被保険者等から当該附加給付金及び高額療養費を徴収するものとする。

(基本利用料の限度額)

第4条の2 条例第4条第2項に規定する規則で定めるところにより算定した額は、令第14条に規定する高額療養費の支給額を算定する場合における令第15条に規定する高額療養費算定基準額(同条第3項第2号に掲げる者については同項第1号に定める額)の例により算定した額とする。

(受給者台帳)

第5条 市長は、第3条の2の規定により登録の決定をした対象者等の事項をひとり親家庭等医療費助成受給者台帳(様式第5号)に記録するものとする。

(助成金交付の請求等)

第6条 条例第8条第1項に規定する医療費の支払は、医療機関等が市長が別に定める請求書(以下「請求書」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する方法により医療費の支払を受けようとする対象者等は、ひとり親家庭等医療費支給申請書(様式第6号。以下「申請書」という。)を市長に提出することにより行うものとする。

3 前2項の請求書及び申請書は、月の初日から末日までの分を毎月翌月の10日までに提出しなければならない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の請求書又は申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成金交付決定通知書(様式第7号)により当該請求者又は申請者に通知するものとする。

2 前項の助成金の交付の時期は、当該請求書又は申請書の提出があった月の末日までとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成の対象でないことを確認したときは、ひとり親家庭等医療費交付申請却下通知書(様式第8号)により、請求者又は申請者に通知するものとする。

(届出)

第8条 対象者等は、条例第12条の規定による届出をするときは、ひとり親家庭等医療費受給資格内容変更届出書(様式第9号)、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届出書(様式第10号)又はひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第11号)を市長に提出しなけれ

ばならない。

(受給者証の返還)

第9条 対象者が受給資格を喪失したときは、対象者等は速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第10条 医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の支給を受け、又は受けようとする者はその事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(届出がない場合の支給事由の消滅の処理)

第11条 市長は、第8条の規定による届出がない場合においても現有公簿等により、対象者が条例第3条の規定に該当しなくなったこと又は死亡したことを確認したときは、職権で支給事由の消滅の処理を行うことができる。

2 市長は、前項の場合において、対象者が条例第3条の規定に該当しなくなったときは、ひとり親家庭等医療費支給事由消滅通知書(様式第12号)により、支給事由を消滅させられた者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月28日規則第38号)

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月28日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月30日規則第32号)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の様式5及び様式6及び第2条の規定による改正後の様式4及び様式5は、昭和59年10月1日以後の診療に係る医療費支給申請及び医療費請求について適用する。

2 昭和59年10月1日からこの規則の施行の日までの間において改正前の室蘭市重度心身障

害者医療費助成条例施行規則様式6及び室蘭市母子家庭等医療費助成条例施行規則様式5による申請は、改正後の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則及び室蘭市母子家庭等医療費助成条例施行規則の相当様式に基づいてしたもののみならず。

附 則(平成6年9月30日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式がある場合においては、この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成8年1月10日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式がある場合においては、この規則による改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則(平成9年6月26日規則第28号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成9年11月10日規則第35号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式の規定は、平成9年9月1日以後の診療に係る医療費請求及び医療費支給申請(以下「請求等」という。)について適用する。

(経過措置)

- 2 平成9年9月1日以後において改正前の様式によって行った請求等は、改正後の様式に基づいて行ったものとみなす。

附 則(平成10年3月24日規則第13号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成10年1月1日以後において、改正前の様式によって交付された受給者証又は作成された児童手当受給者台帳は、改正後の様式に基づいて交付又は作成されたものとみなす。

附 則(平成12年3月24日規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第19号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則(平成13年9月28日規則第29号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、室蘭市乳幼児医療費助成条例施行規則、室蘭市母子家庭等医療費助成条例施行規則及び室蘭市老人医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成16年7月28日規則第37号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、室蘭市乳幼児医療費助成条例施行規則、室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則及び室蘭市老人医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月31日規則第19号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月20日規則第23号)



この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月8日規則第30号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第23号)

この規則中第1条、第2条、第3条、第7条、第10条、第12条、第14条、第16条及び第18条から第21条までの規定は平成18年4月1日から、第6条の規定は平成18年6月1日から、第4条、第5条、第8条、第9条、第11条、第13条、第15条及び第17条の規定は平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、室蘭市乳幼児医療費助成条例施行規則、室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則及び室蘭市老人医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則又は第3条の規定による改正前の室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成した様式がある場合は、この規則の施行の日以後も必要な変更を加えて使用することができる。

附 則(平成19年10月1日規則第36号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、室蘭市乳幼児等医療費助成条例施行規則及び室蘭市ひとり親家庭等医療費助

成条例施行規則の規定に基づいて作成されている様式は、この規則による改正後の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、室蘭市乳幼児等医療費助成条例施行規則及び室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則(平成20年12月24日規則第52号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月17日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、室蘭市乳幼児等医療費助成条例施行規則及び室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定に基づいて作成されている様式は、この規則による改正後の室蘭市重度心身障害者医療費助成条例施行規則、室蘭市乳幼児等医療費助成条例施行規則及び室蘭市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則(平成24年3月27日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第30号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月29日規則第28号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。



様式第3号(第3条の2関係)

① ひとり親家庭等医療費受給者証

市 町 村 番 号	0059		入院のみ有効	
受 給 者 番 号				
受 給 者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日 男・女
有 効 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
発 行 機 関 名 及 び 印	北海道室蘭市 印			
交 付 年 月 日	年 月 日			

この証は必ず「保険証」に添えて使用ください。

この証は道内医療機関のみ有効とする。

注 意 事 項

- この証で保険医療機関等において、診療を受ける際は、初診の場合に限り、次の初診時一部負担金を支払ってください。
 

① 内科受診の場合	580円
② 歯科受診の場合	510円
③ 柔道整復療の場合	270円
- 保険医療機関等において、診療を受ける際は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格が無くなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届けください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届けください。
- この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

様式第3号の2(第3条の2関係)

（親類）ひとり親家庭等医療費受給者証

市町村番号	0059	入院のみ有効
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 男・女
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで 【 月末までは初診時一部負担金のみ】	
発行機関名及び印	北海道室蘭市 印	
交付年月日	年 月 日	

この証は必ず「保険証」に添えてご使用ください。


この証は道内医療機関のみ有効とする。

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において、診療を受ける際は、1割に相当する額の一部負担金を支払ってください。
- 2 保険医療機関等において、診療を受ける際は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格が無くなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

様式第4号(第3条の2関係)

① ひとり親家庭等医療費受給者証

市町村番号	0059										
受給者番号											
受給者	住所										
	氏名										
	生年月日	年	月	日	男・女						
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで										
発行機関名及び印	北海道室蘭市 										
交付年月日	年 月 日										

この証は必ず「保険証」に添えて使用ください。

この証は道内医療機関のみ有効とする。


注 意 事 項

- この証で保険医療機関等において、診療を受ける際は、初診の場合に限り、次の初診時一部負担金を支払ってください。
 

① 医科受診の場合	580円
② 歯科受診の場合	510円
③ 柔道整復受療の場合	270円
- 保険医療機関等において、診療を受ける際は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 受給者の資格が無くなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- この証を破ったり、汚したり、又は失ったときは、再交付を受けてください。
- 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

様式第4号の2(第3条の2関係)

（視察） ひとり親家庭等医療費受給者証

市町村番号	0059										
受給者番号											
受給者	住所										
	氏名										
	生年月日	年	月	日	男・女						
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで 【 月末までは初診時一部負担金のみ】										
発行機関名及び印	北海道室蘭市 										
交付年月日	年	月	日								

この証は必ず「保険証」に添えてご使用ください。

この証は道内医療機関のみ有効とする。

注 意 事 項

- 1 この証で保険医療機関等において、診療を受ける際は、1割に相当する額の一部負担金を支払ってください。
- 2 保険医療機関等において、診療を受ける際は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格が無くなったときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 4 氏名、住所に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 7 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。



様式第7号(第7条関係)

ひとり親家庭等医療費助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

室蘭市長 (印)

年 月 日付けで申請のあった 月分に係るひとり親家庭等医療費助成金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

申 請 額	交 付 決 定 額	備 考
円	円	

様式第8号(第7条関係)

ひとり親家庭等医療費交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

室蘭市長 (印)

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費交付申請については、次の事由により却下しましたので通知します。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)から6月以内に、室蘭市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。(理由)



様式第9号(第8条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格内容変更届出書

年 月 日

(宛先)室蘭市長

住所  
届出人  
氏名  
(電話 )

下記の理由により、(住所・氏名・保険者)に変更がありましたのでお届けします。

記

(生年月日 . . . )

受給者番号		個人番号		氏名	
1					
2					
3					
4					
5					
住所	新			変更	
	旧			年月日	
氏名	新			変更	
	旧			年月日	
保 険 者 等	新	種 類	記号/番号	保 険 者 名	
				事 業 所 名	
	旧	種 類	記号/番号	保 険 者 名	
				事 業 所 名	
新	被保険者等の氏名		受給者との続柄	変更	年月日
	個人番号				
旧	被保険者等の氏名		受給者との続柄		

様式第10号(第8条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届出書

年 月 日

(宛先)室蘭市長

住所  
届出人  
氏名  
(電話 )

下記の理由により、医療費受給資格が喪失しましたのでお届けします。

記

(生年月日 . . . )

受給者番号	個人番号	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
加入医療保険	記号/番号	保険者名(コード)
		( )
理 由	1 他の市(町・村)に転出	年 月 日 転出
	2 加入医療保険の資格を失った	年 月 日 国保・その他
	3 生活保護開始(ケース ~ )	年 月 日 生保開始
	4 結 婚	年 月 日 結婚
	5 死 亡	年 月 日 死亡
	6 年齢到達	年 月 日 18歳到達
	7 その他	
※転出先...		

様式第11号(第8条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)室蘭市長

申請者 住所  
氏名  
電話( )

下記の理由により、受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証番号

受 給 者	住 所			
	個人番号			
	氏 名	生年月日	年 月 日	生
理 由	1 汚損した 2 紛失した			

様式第12号(第11条関係)

ひとり親家庭等医療費受給事由消滅通知書

第 号  
年 月 日

様

室蘭市長 (印)

下記のとおりひとり親家庭等医療費の支給事由が消滅しましたので通知します。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)から6月以内に、室蘭市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条の2関係)

様式第3号の2(第3条の2関係)

様式第4号(第3条の2関係)

様式第4号の2(第3条の2関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第8条関係)

様式第11号(第8条関係)

様式第12号(第11条関係)